

医療機関の皆様へ（お知らせ）

**ひとり親家庭医療費助成制度医療証の  
一部負担の上限額が変わります**

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、ひとり親家庭医療費助成（マル親）の、課税世帯（公費番号81136・・・）の自己負担上限額が下記のとおり変わります。平成30年8月以降のマル親の適用に際しましては、新しい上限額によりお取り扱いいただきますようお願いいたします。

《一部負担額》

【平成30年8月診療分から】

	負担割合	自己負担上限額
住民税課税世帯	通院 1割	14,000円/月（年間上限 144,000円）
	入院 1割	57,600円/月（多数回該当 44,400円）
住民税非課税世帯	自己負担なし	

《本市発行の医療証について》

本市発行の医療証には、裏面に上限額（限度額）の記載がありますが、8月以降は新しい上限額が適用となりますのでご注意ください。受給者の方へはお知らせとともに、訂正用のシール（新しい限度額を記載）を送付し、医療証裏面の該当部分への貼付をお願いしております。医療証の差替えはありません。

- ※ 住民税非課税世帯の助成内容（公費番号：81137・・・）については、変更はありません。
- ※ 後期高齢者医療制度の変更とは、一年遅れの変更となりますのでご注意ください。
- ※ 改正内容につきましては、東京都のホームページやポスター等で周知されているものと同じ内容です。八王子市発行の医療証の取扱いについて補足を加え、市内保険医療機関及び、過去に上限額適用の実績のある市外医療機関へ送付しています。医療証の取扱いが無い医療機関におかれましては、参考としてください。

お問合せ先

八王子市役所子ども家庭部子育て支援課

TEL 042-620-7368

FAX 042-621-2711